

2011年11月28日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—国家税務総局公告関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第201号 )

# 増値税即時徴収・即時還付の還付手続を加速 ～2011年12月1日から施行～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

税金還付の手順を速め、納税者の資金使用率を向上させるため、国家税務総局は2011年11月14日付で『**増値税即時徴収・即時還付優遇政策の管理措置を調整することに関する問題についての公告**』(国家税務総局公告2011年第60号、以下、『60号公告』という)を公布しました。

『60号公告』は、ソフトウェア製品などに適用されている増値税即時徴収・即時還付について、還付手順の変更を規定したもので、還付申請に対して、これまでは評価した後に還付していましたが、これからは先に還付した後、定期的に評価する手順に変更する旨を規定しており、納税者へのより速い増値税還付が期待されています。『60号公告』は、2011年12月1日から施行されます。

## 『60号公告』公布の背景

これまでの増値税即時徴収・即時還付の還付手順については、国家税務総局が2009年8月13日付で『増値税即時徴収・即時還付に対して先評価後還付を実施することに関する問題についての通達』※(国税函[2009]432号、以下、『432号通達』という)を公布し、増値税の即時徴収・即時還付に係る還付申請に対して、先に評価してから還付するという手順を採用していました。評価については、売上高変動率と増値税負担率の2種類の評価指標が規定されており、①各省市の国税局がそれらの指標の評価基準を設定し、税務総局(貨物および役務税司)に報告する、②増値税還付の申請を受領後、それらの指標について評価基準と比較する、③正常であれば還付、異常が発見されれば還付審査を一時停止し、原因を調査、場合によっては査察に引き渡し処理する、という手順で増値税が還付されていました。

この手順は、納税者の還付申請に対して事前に監督管理することにより税務に係る違法行為を防止し、税収の漏れを防ぐという利点がある一方、納税者への速やかな還付ができないという結果を引き起こす可能性も指摘されてい

※ 『432号通達』は、『60号公告』の施行と同時に廃止されます。

ました。

『60号公告』の公布により、増値税即時徴収・即時還付については、還付申請を受領後、先に還付してから定期的に評価する手順へと変更され、納税者へのより速い増値税還付が可能となります。

### 納税評価の指標

主管税務機関は、増値税を還付した後、売上高変動率と増値税負担率の2種類の評価指標に基づき、定期的に評価します。これらの評価指標は、『432号通達』で規定されていたものと同じです。

### 売上高変動率の計算公式

#### 当期売上高の前期比変動率(%)

$$\frac{\text{当期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高} - \text{前期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高}}{\text{前期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高}} \times 100$$

#### 当期累計売上高の前期比変動率(%)

$$\frac{\text{当期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高} - \text{前期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高}}{\text{前期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高}} \times 100$$

#### 当期売上高の前年同期比変動率(%)

$$\frac{\text{当期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高} - \text{前年同期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高}}{\text{前年同期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高}} \times 100$$

#### 当期累計売上高の前年同期比変動率(%)

$$\frac{\text{当期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高} - \text{前年同期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高}}{\text{前年同期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高}} \times 100$$

### 増値税負担率の計算公式(%)

$$\frac{\text{当期即時徴収・即時還付貨物および役務の納付税額}}{\text{当期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高}} \times 100$$

また、各地の主管税務機関は、異なる即時徴収・即時還付項目に基づき、評価指標を設計することができると規定されているため、上述以外の指標についても評価される可能性があります。

『60号公告』の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および5ページにございます中国語原文をご参照ください。

関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入力次第、随時ご案内させていただきます。

## 国家税務総局

### 国家税務総局公告2011年第60号

#### 『増値税即時徴収・即時還付優遇政策の管理措置を調整することに関する問題についての公告』

税金還付の手順を速め、納税者の資金使用効率を向上させ、企業の発展を扶助するため、税務総局は増値税即時徴収・即時還付企業が先評価後還付を実施している管理措置の調整を決定する。ここに関連問題について以下の通り公告する。

- 一、 増値税即時徴収・即時還付優遇政策の管理措置について、先評価後還付から先還付後評価に変更する。
- 二、 主管税務機関は、即時徴収・即時還付企業の増値税還付に対する事後管理をより一層強化し、以下の指標に基づき、定期的に納税評価を展開しなければならない。

#### (一) 売上高変動率の計算公式

1. 当期売上高の前期比変動率＝(当期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高－前期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高)÷前期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高×100%。
2. 当期累計売上高の前期比変動率＝(当期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高－前期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高)÷前期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高×100%。
3. 当期売上高の前年同期比変動率＝(当期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高－前年同期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高)÷前年同期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高×100%。
4. 当期累計売上高の前年同期比変動率＝(当期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高－前年同期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高)÷前年同期即時徴収・即時還付貨物および役務の累計売上高×100%。

(二) 増値税負担率の計算公式

増値税負担率＝当期即時徴収・即時還付貨物および役務の納付税額÷当期即時徴収・即時還付貨物および役務の売上高×100%。

三、各地は、異なる即時徴収・即時還付項目に基づき、評価指標を設計、完全なものにすることができる。主管税務機関は、納税評価を通じて企業の異常な状況を発見した場合、速やかに原因を確認し、かつ関連規定に基づき処理しなければならない。

四、本公告は2011年12月1日より施行する。『増値税即時徴収・即時還付に対して先評価後還付を実施することに関する問題についての国家税務総局の通達』(国税函[2009]432号)は同時に廃止する。

特にここに公告する。

国家税務総局

2011年11月14日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

**国家税务总局**  
**国家税务总局公告 2011 年第 60 号**  
**关于调整增值税即征即退优惠政策管理措施有关问题的公告**

为加快退税进度，提高纳税人资金使用效率，扶持企业发展，税务总局决定调整增值税即征即退企业实施先评估后退税的管理措施。现将有关问题公告如下：

一、 将增值税即征即退优惠政策的管理措施由先评估后退税改为先退税后评估。

二、 主管税务机关应进一步加强对即征即退企业增值税退税的事后管理，根据以下指标定期开展纳税评估。

（一） 销售额变动率的计算公式：

1. 本期销售额环比变动率 = (本期即征即退货物和劳务销售额 - 上期即征即退货物和劳务销售额) ÷ 上期即征即退货物和劳务销售额 × 100%。
2. 本期累计销售额环比变动率 = (本期即征即退货物和劳务累计销售额 - 上期即征即退货物和劳务累计销售额) ÷ 上期即征即退货物和劳务累计销售额 × 100%。
3. 本期销售额同比变动率 = (本期即征即退货物和劳务销售额 - 去年同期即征即退货物和劳务销售额) ÷ 去年同期即征即退货物和劳务销售额 × 100%。
4. 本期累计销售额同比变动率 = (本期即征即退货物和劳务累计销售额 - 去年同期即征即退货物和劳务累计销售额) ÷ 去年同期即征即退货物和劳务累计销售额 × 100%。

（二） 增值税税负率的计算公式

增值税税负率 = 本期即征即退货物和劳务应纳税额 ÷ 本期即征即退货物和劳务销售额 × 100%。

三、 各地可根据不同的即征即退项目设计、完善评估指标。主管税务机关通过纳税评估发现企业异常情况的，应及时核实原因并按相关规定处理。

四、 本公告自 2011 年 12 月 1 日起施行。《国家税务总局关于增值税即征即退实施先评估后退税有关问题的通知》（国税函[2009]432 号）同时废止。

特此公告。

国家税务总局  
二〇一一年十一月十四日

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。